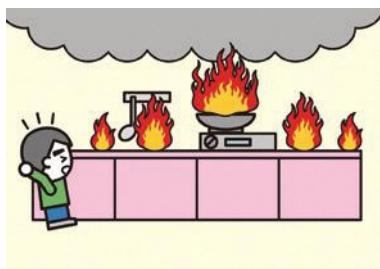


《消防署からのお知らせ》

年末年始特別警戒の実施について



一段と寒さが厳しくなり、暖房器具などの火気を使用する機会が増える時季です。特に年末年始は、慌ただしさから火気の使用に対する注意が薄れ、火災が多く発生する傾向にあります。

消防署と消防団では、年末から年始にかけて消防車による巡回を実施し、各地域の方々に火災予防を呼びかけます。村民一人一人が火災予防を心がけ、出かける前やお休み前には、もう一度火の元を確認して明るい新年を迎えましょう。

住宅用火災警報器の交換は10年が目安です！

現在、住宅用火災警報器はすべての住宅に設置が義務付けられています。大切な命を守るために必ず設置しましょう。住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。

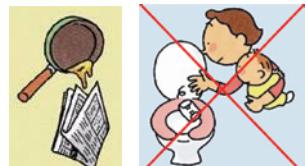
交換の目安は、取り付けから10年となっていますので、
今一度、確認しましょう。



上下水道課からのおしらせ

村内各浄化センターで、水に溶けない纖維素材、生活残飯、海草類、頭髪、プラスチック片等の不要物の混入が、多数見受けられます。施設処理機器の故障の原因になりますので、次のことを厳守していただきますようよろしくお願ひします。

- ・水洗トイレでは、トイレットペーパーのみを使用し、水に溶けない纖維素材（ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、ウェットティッシュ、モップ等）を流さない。
- ・生活残飯及び使用済食用油は、燃えるゴミとして処分し、下水道へ流さない。（食用油は、低温で固まるため、配水管に付着し詰まりの原因になります）
- ・頭髪は、下水道へ流さない。
- ・流せるトイレクリーナーが原因で、マンホールポンプの故障が近年多発しております。
- ・適切な量を下水道へ流して頂くようご協力ください。



※ なお、各家庭の宅地内污水枠を破損した場合は、早急に修繕くださるようお願ひします。

また、公共枠（野花菖蒲を描いている枠）の破損及びその他相談がありましたら、上下水道課までご連絡ください。

上下水道課

☎0175-33-2352(内線453・456)

水質検査結果のお知らせ

令和7年10月2日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。
検査依頼先：(一財)青森県薬剤師会 食と水の検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定
令和7年10月2日	岩屋浄水場	水質基準に適合
令和7年10月2日	野牛浄水場	水質基準に適合
令和7年10月2日	大平滝浄水場	水質基準に適合

※令和7年4月1日から、東通村上下水道課より委託を受けた協同組合東通村管工事協会が、水道メーターの開閉栓業務を行いますのでよろしくお願ひします。ご不明な点がございましたら、☎0175-33-2352にてご対応させていただきます。